



28医第563号

平成28年(2016年)12月2日

一般社団法人長野県医師会長
一般社団法人長野県歯科医師会長
一般社団法人長野県薬剤師会長
公益社団法人長野県看護協会会長
○ 一般社団法人長野県臨床検査技師会長

様

長野県健康福祉部長



医療機関等におけるノロウイルスの院内感染予防対策の徹底について（通知）

このことについて、平成28年11月30日付けで厚生労働省医政局地域医療計画課から別添のとおり事務連絡がありました。

つきましては、御了知いただくとともに、貴会会員に対する周知について御配意願います。

なお、保健福祉事務所長には別添のとおり通知しました。

担 当：長野県健康福祉部医療推進課
尾島 信久（課長） 関口裕喜(担当)
電 話：026-235-7145（直通）
F A X：026-223-7106
E-mail：iryo@pref.nagano.lg.jp



各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）
院内感染対策主管課 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療機関等におけるノロウイルスの院内感染予防対策の徹底について

感染性胃腸炎については、例年、12月中旬にピークになる傾向であり、特にノロウイルスによる感染性胃腸炎に注意が必要になるため、「感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルスの感染予防対策の啓発について」（平成28年11月22日付け厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課事務連絡）により、感染予防対策の啓発について通知されています。

貴課におかれては、「医療機関等における院内感染対策について」（平成26年12月19日付け医政地発1219第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）等を参考に、所管の医療機関等に対し、更なる手洗いの徹底や、糞便・吐物の適切な処理等の感染予防対策について重ねて周知徹底するとともに、医療機関等に対し、院内感染によるノロウイルスの集団感染を疑う場合や、院内感染との因果関係が否定できない死亡事例が発生した場合は、速やかに管轄保健所に報告し、迅速な対応に当たっての助言等を受けるよう周知をお願いします。

また、院内感染対策主管課におかれましては、感染症対策主管課と連携して対処をお願いします。なお、所管の医療機関等においてノロウイルスに関する報道発表等を行う場合には、当課に情報提供をお願いします。

（参考）

○ノロウイルス検出状況2016/17シーズン（国立感染症研究所）

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/iasr-noro.html>

○ノロウイルスに関するQ&A（最終改定：平成28年11月18日）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html

○感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルスの感染予防対策の啓発について

（平成28年11月22日付け厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課事務連絡）

（問い合わせ先）

厚生労働省医政局地域医療計画課
災害時医師等派遣調整専門官 小谷
へき地医療係 中瀬・中村
直通電話 03-3595-2185
F A X 03-3503-8562

事務連絡
平成28年11月22日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省

健康局結核感染症課
医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課

感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルスの感染予防対策の啓発について

感染性胃腸炎の患者発生は、例年、12月の中旬頃にピークとなる傾向があります。この時期に発生する感染性胃腸炎のうち、特に集団発生例の多くは、ノロウイルスによるものと推測されており（※1）、ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒の発生動向には注意が必要となります。

つきましては、ノロウイルスによる感染性胃腸炎が急増するシーズンに備え、「ノロウイルスに関するQ&A」（平成16年2月4日作成 ※2）及び「ノロウイルス等の食中毒予防のための適切な手洗い（動画）」（※3）等を参考に、手洗いの徹底、糞便・吐物の適切な処理等の感染予防対策の啓発に努めるようお願いいたします。

また、これまで感染者が食品の調理に従事することによる食中毒も多発していることから、平成19年10月12日付け医薬食品局食品安全部長通知「ノロウイルス食中毒対策について」等を参考にノロウイルスによる食中毒の発生防止対策にも留意願います。

「参考」

（※1）ノロウイルス等検出状況 2016/17シーズン

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/iasr-noro.html>

（※2）ノロウイルスに関するQ&A（最終改定：平成28年11月18日）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryous/hokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html

（※3）ノロウイルス等の食中毒予防のための適切な手洗い（動画）

<http://www.youtube.com/watch?v=z7ifN95YVdM&feature=youtu.be>

(写)

28 医第 563 号

平成 28 年 (2016 年) 12 月 2 日

保健福祉事務所長 様

健康福祉部長
(公印省略)

医療機関等におけるノロウイルスの院内感染予防対策の徹底について
(通知)

このことについて、平成 28 年 11 月 30 日付けで厚生労働省医政局地域医療計画課から別添のとおり事務連絡がありました。

つきましては、御了知いただくとともに、「医療機関等における院内感染対策について」(平成 26 年 12 月 19 日医政地発 1219 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)等を参考に、貴管下の医療機関に対し、更なる手洗いの徹底や、糞便・吐物の適切な処理等の感染予防対策について重ねて周知徹底するとともに、院内感染によるノロウイルスの集団感染を疑う場合や、院内感染との因果関係が否定できない死亡事例が発生した場合は、速やかに管轄保健所に報告し、支援を受けるよう周知願います。

また、所管の医療機関等においてノロウイルスに関する報道発表等が行われる場合には、当課から厚生労働省医政局地域医療計画課に情報提供致しますので、当課まで情報提供願います。

なお、関係機関には別添のとおり通知しました。

担 当：長野県健康福祉部医療推進課
尾島 信久 (課長) 関口裕喜 (担当)
電 話：026-235-7145 (直通)
F A X：026-223-7106
E-mail：iryoo@pref.nagano.lg.jp